

## 次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上と職員の人材育成	<p>① 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計部門の人材育成に取り組む。</p> <p>② 一定の統計業務経験を積んだ統計職員で、統計に関する高度な能力を有する者を「統計データアナリスト」、統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する者を「統計データアナリスト補」として認定する。</p> <p>③ 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案して、必要となる統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の育成目標数を定め、計画的に確保・育成する。また、原則として、基幹統計調査及び一般統計調査の調査設計は統計データアナリストの管理の下で行い、調査実施は統計データアナリスト補以上の管理の下で行う。</p> <p>④ 統計データアナリスト等育成課程の研修を新設するほか、初任の幹部・管理職向けの研修を実施する。また、将来の幹事・管理職の確保・育成の観点から、幹部候補育成課程と統計職員の育成との連携を検討する。さらに、各府省の統計部門の初任者が、原則として、総務省統計研究研修所が提供するオンライン研修等による基礎的な研修を受講するよう促進する。</p> <p>⑤ 集合研修・オンライン研修それぞれの特徴を踏まえつつ、ニーズが高いオンライン研修を中心に据えた研修体系の整理・見直しに取り組むとともに、オンライン研修の実施に当たっては、受講者からの質問等を受け付けられるようにするなど双方向性の確保に留意することに加え、国・地方公共団体における統計の利活用促進に伴い増加する受講希望者に対応するため、大量のアクセスに耐えられるようシステムの増強に取り組む。</p> <p>⑥ 統計研究研修所と協力しつつ、高度な統計技術の研究・開発の成果の活用も含め、統計業務に従事する職員向けの研修内容の充実を図るとともに、国・地方公共団体の職員一般の統計リテラシーの引き上げ要請を踏まえ、職員一般に広く学習を求めるべき項目を選定し、基礎項目のオンライン研修の受講を必修化するなど、研修受講機会が拡大・定着するような取組を進める。また、各府省及び地方公共団体に対する講師派遣等に向けた具体的方策を検討し、その実現を図る。</p> <p>⑦ 統計行政の運営原則及び統計に携わる職員の行動理念を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。【再掲】</p>
これまでの統計委員会の意見	「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）における「Ⅳ 今後の取組」（資料1-2参照）の「8 品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上と職員の人材育成」部分
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>① ・別添参照</p> <p>・オンライン統計研修では、令和3年度（2021年度）に「統計担当者向け入門」及び統計局が提供している「データサイエンス・オンライン講座」（3講座）を開講した。従来の講座を含め計7講座を年4回開講した。（修了者数：10,017人）また、統計実務職員（統計データアナリスト補）研修の「統計利用の基本」、「調査設計の基本」及び「統計分析の基本」についても、オンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和3年度（2021年度）に開講した。（修了者数：299人）さらに、EBPMを通じた政策の質の向上を進めていく上で有用な知識が習得できるよう、集合研修「政策立案と統計」、「政策評価と統計」及び「ビッグデータ利活用」についても、オンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和4年度（2022年度）から開講する予定である。【総務省】</p> <p>・活躍できる統計職員を育成できるよう、統計部門の若手職員の統計スキル、データ分析スキル等の資質向上を目的に、新たな専門職員研修</p>

等の人材育成プランを策定した。【農林水産省】

・総務省統計研究研修所が実施する各種研修について広く周知を行うとともに、当省独自に研修カリキュラムを策定の上で統計担当職員だけでなく全職員を対象にリモート形式による各種研修を実施し、E B P M推進のための人材育成に取り組んだ。【経済産業省】

- ② 統計に関する高度な知見・能力を有する者を認定するための認定要件等について検討を行い、令和2年度（2020年度）に「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年（2021年）2月12日統計行政推進会議申合せ）」及び「統計データアナリスト等の認定基準（令和3年（2021年）2月18日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」を策定した。令和3年度（2021年度）は、「統計データアナリスト等認定実施規程（令和3年（2021年）6月29日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」を策定し、統計データアナリスト17人、統計データアナリスト補48人の認定を行った。

- ③ ・今後5年間（令和3年度（2021年度）～7年度（2025年度））の統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の確保・育成について、所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し、育成目標数等の計画を定めた。令和3年度（2021年度）に統計データアナリスト補の認定を受けた職員は5名となった。【内閣府】

・総務省統計局では、昨年度定めた「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の確保・育成に努めている。【総務省】

・所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し、統計データアナリスト等を確保・育成するための計画を作成した。また、計画に基づき統計データアナリスト等の確保・育成を行った。【財務省】

・統計データアナリスト等に必要となる研修について、省内（調査所管課以外も含む。）に向けて、受講の働きかけを行った。【文部科学省】

・厚生労働省における「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、積極的な研修の受講を推奨した。また、令和3年度（2021年度）に統計データアナリスト等の認定を受けた。【厚生労働省】

・所管する統計調査数を踏まえ、統計データアナリスト等の育成計画（目標数）を作成した。また、令和2年度（2020年度）以降、「統計データアナリスト研修」等を32名が受講し、統計データアナリスト補に9名、統計データアナリストに2名が認定された。【農林水産省】

・令和2年度（2020年度）中に育成目標数等を定めた。令和3年度（2021年度）以降、研修内容等を勘案した上で研修受講等による計画的な人材育成に取り組んでいる。【経済産業省】

・「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年（2021年）2月12日統計行政推進会議申合せ）」において、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補（以下、統計データアナリスト等）の確保・育成を実効あるものとするため、令和3年度（2021年度）から7年度（2025年度）までの育成目標数を設定することとされていることから、所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案して、当省における統計データアナリスト等の確保・育成に係る計画を作成し、計画的に確保・育成を図ることとしている。【国土交通省】

・令和3年度（2021年度）～7年度（2025年度）における統計データアナリスト、統計データアナリスト補の確保・育成及び研修等受講計画に基づき、研修等を受講した。【環境省】

- ④ 統計研究研修所において、研修体系の見直しを行い、統計の知識を体系的・段階的に習得する「業務レベル別研修」として、統計データアナリスト等を育成するための「統計データアナリスト補研修」（中級）及び「統計データアナリスト研修」（上級）、統計幹部職員向けに「統計幹部講座」を実施している。また、各府省の統計部門の初任者が、統計に関する基本的な知識を習得するため、「統計取扱業務担当職員向け研修」（初級）を受講するよう周知を行った。なお、令和3年度（2021年度）より、「統計担当者向け入門」をオンライン研修として開講したことにより、「初めて学ぶ統計」を含め、「統計取扱業務担当職員向け研修」は、すべてオンラインによる受講が可能となった。

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集合研修への参加が困難な状況を解決するため、双方向性を確保した集合研修のライブ配信を

	<p>主要な研修について実施した（計 16 研修）。令和 4 年度（2022 年度）についてもライブ配信の取組を継続し、受講機会を確保する。オンライン統計研修では、「統計担当者向け入門」及び統計局が提供している「データサイエンス・オンライン講座」（3 講座）を開講し、従来の講座を含めた計 7 講座を年 4 回開講した。また、統計実務職員（統計データアナリスト補）研修の「統計利用の基本」、「調査設計の基本」及び「統計分析の基本」について、オンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和 3 年度（2021 年度）に開講した。さらに、集合研修「政策立案と統計」、「政策評価と統計」及び「ビッグデータ利活用」について、同等の内容をオンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和 4 年度（2022 年度）から開講する予定である。</p> <p>⑥ ・総務省から各府省に対し、職員の統計研修受講を促すとともに、毎年度の都道府県統計主管課長等を対象とした会議等において、統計研修について紹介し、地方公共団体職員の統計研修受講も促している。こうした取組もあり、統計研修（特にオンライン研修）の修了者数は着実に増加傾向にある。（統計研修修了者数：平成 30 年度（2018 年度）3,609 人→令和 3 年度（2021 年度）11,390 人、うち「【オンライン研修】初めて学ぶ統計」：平成 30 年度（2018 年度）1,198 人→令和 3 年度（2021 年度）2,795 人）令和 3 年度（2021 年度）は、オンライン研修及びライブ配信の拡充、開講時期や研修期間の見直し、研修プログラムの刷新などを行い、受講しやすい環境を整備するとともに、受講者のニーズに対応している。また、総務省において平成 31（令和元）年度（2019 年度）以降の新規採用職員研修に統計に関する講義を追加するとともに、様々な機会を捉え、今後のオンライン研修の受講を促した。さらに、各府省や地方公共団体からの依頼内容を踏まえ、統計の利用・分析等の専門知識を有する総務省職員を選定し、講師として派遣した。【総務省（政策統括官）】</p> <p>・統計研究研修所では、オンライン統計研修「統計担当者向け入門」を令和 3 年度（2021 年度）から開講し年 4 回開講した。業務レベル別研修の「統計取扱業務担当職員向け研修」（初級）については「初めて学ぶ統計」を含め、全てオンライン統計研修として提供を行った。また、業務レベル別研修の統計実務職員（統計データアナリスト補）研修（中級）の「統計利用の基本」、「調査設計の基本」及び「統計分析の基本」についても全てオンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和 3 年度（2021 年度）に開講した。【総務省（統計局）】</p> <p>⑦ 統計行政の運営原則として「統計行政運営ビジョン」、統計に携わる職員の行動理念として「政府統計職員の心得」を策定（令和 3 年（2021 年）2 月 12 日統計行政推進会議申合せ）し、これらについて、その実践を促進するため、統計研修等において周知した。【再掲】</p>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b></p>	<p>&lt;基本的な考え方&gt;  （品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上に関する取組）</p> <p>i) 各府省の統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員は、品質を優先する組織文化や風通しのよい職場環境を形成するとともに、誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員も積極的に評価するものとする。  こうした取組を推進するため、総務省は、各府省の統計幹事に期待される役割を分かりやすく整理して示すとともに、学識経験者や統計・品質管理の専門家などの協力を得て、統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員を対象とした、統計作成プロセスの特性に即したマネジメント研修を開発し、異動時期に開催するなど効果的に実施する。【各府省、総務省；令和 5 年度（2023 年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>ii) 総務省は、各府省の統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員の人事評価について、統計の品質管理のための取組の状況、誤り発生時における対応の状況、担当職員の能力向上のための取組の状況などが評価対象に加えられるよう努める。【総務省；令和 5 年度（2023 年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>iii) 各府省の統計部局以外の幹部・管理職員についても、統計の重要性や統計に誤り等があった場合に生じる問題、統計作成のマネジメントの必要性や手法などの基本的事項を学ぶことができるよう、総務省は、各府省の幹部・管理職員を対象として行われている既存の各種研修などに対</p>

	<p>し、必要な情報や事例などコンテンツの提供を行う。【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>(職員の人材育成に関する取組)</p> <p>iv) 総務省は、各府省における統計の専門知識を有する人材の計画的な活用・育成を図るため、統計業務の経験や研修の受講状況、統計データアナリスト・統計データアナリスト補（資料20参照）の資格取得状況などの情報管理の在り方を検討する。また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の取得者へのメリット付与など、資格取得促進のための方策を検討する。【総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>v) 総務省は、以下のア)～エ)の内容を盛り込んだ、各府省の職員に対するレベル別研修を行うとともに、各府省が統計職員の研修に活用可能な教材やコンテンツを充実する。また、その際、地方支分部局や地方公共団体の職員も含め、より多くの者が受講できるよう、オンライン研修を充実する。さらに、研究機関・大学とも連携し、より高度な専門性の確保に資する研修について検討する。【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>ア) 業務マニュアルの整備や品質管理の重要性、PDCAサイクルの実践のための技術など品質管理の基本的事項</p> <p>イ) 変更管理の重要性や手法</p> <p>ウ) 問題の早期発見・早期対処の重要性や、誤り発見後の対応ルールの内容</p> <p>エ) 統計に関する優良事例やヒヤリ・ハット事例</p> <p>vi) 各府省は、職員に対する研修（統計部局以外の部局の職員に対するものを含む。）において、統計の品質管理の重要性、統計関係法令や誤り発生時の対応ルールの概要などの基本的な内容を盛り込む。【各府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>
<p><b>備考（留意点等）</b></p>	

「令和3年度（2021年度）統計法施行状況報告（暫定版）」資料編から抜粋

## 資料11「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部 令和3年度フォローアップ

## Ⅰ 令和3年度における新たな取組

各府省においては、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」により、毎年度、府省ごとの課題に応じ重点化を図って取組を行うこととなっている。令和3年度（2021年度）における各府省の新たな取組は、以下のとおり。

府省名	取組事項
内閣官房	【2（1）能力開発】 内閣人事局が作成する業務統計の作成・提供、分析等を精確かつ効率的に行うため、職員に対して、調査や統計データ分析のための研修を積極的に受講させている。
人事院	【2（1）能力開発】 ・人事院人事課主催の統計研修を令和3年7月7日に実施した（受講者13名）。 ・統計データアナリスト・アナリスト補育成計画を着実に進めるため、長期的視点で対象者を選定し、該当者には、人事院の育成目標数等の情報を共有し、統計データアナリスト・アナリスト補の認定に必要な研修等の情報を提供の上、積極的な受講を奨励した。結果として、令和3年度において、統計データアナリスト1、アナリスト補2の認定を受けた。
内閣府	【2（1）能力開発】 内閣府及び他省庁の職員が、経済・社会活動の調査分析など職務上必要とされる知識や技能の習得・向上を図れるようにするとともに、経済の重要問題についての分析能力を養えるようにするため、それに資する経済研修として、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修を実施した。また、経済社会総合研究所が有する国民経済計算（SNA）統計等の概念、統計作成の実際について理解し、その推計方法の習得を目的とした研修を実施した。 さらに、EBPMに関して、EBPMにおけるエビエンス、エビデンスのためのデータの設計・分析の方法、ロジックモデルの作成等、EBPMの基礎的知識及び統計ソフトの実習を含む実践的な知識を学ぶための研修を実施した。
宮内庁	【2（1）能力開発】 EBPMに関する知見の習得や、EBPMに関する課題を認識するため、研修受講をすすめる計画を作成し、当庁におけるEBPM担当職員を、関連する研修に派遣した（令和3年度はリモートにより受講）。
警察庁	【2（1）能力開発】 統計データアナリスト等の確保・育成計画に基づき、研修の受講を働き掛けた。
個人情報保護委員会	【2（1）能力開発】 令和2年度から引き続き、総務省統計研究研修所の実施する統計研修（オンライン）を新規採用職員に受講させるとともに、その他の職員にも積極的に受講を呼びかける等、人材の育成に取り組んだ。

府省名	取組事項
消費者庁	<p>消費者庁においては、基幹統計調査、一般統計調査等の統計法に基づく統計調査を実施しておらず、専ら統計作成を行う部署はなく業務の一部として意識調査を含む統計の作成を行っているところであるが、データの適切な取得・利活用等の観点から職員の統計リテラシーを高めるため、以下の取組を実施した。</p> <p><b>【2（1）能力開発】</b>  新規採用職員研修において、統計・EBPMに関する内容の講義を組み込み、本講義の中で総務省において作成する「初めて学ぶ統計」（ダイジェスト版）を活用している。また、消費者政策研究の拠点である新未来創造戦略本部において、アンケート調査のロールプレイング（変数設定、調査票の作成、グラフの集計、レポートの作成）等の研修を行った。</p>
総務省	<p><b>【2（1）能力開発】</b>  集合研修でのみ開催していた「統計担当者向け入門」をオンライン統計研修として整備し、統計調査の企画や実施の担当部署に新たに配属された者向けの初級研修として開講した。（令和3年度（2021年度）修了者数：1,298名）  さらに、EBPMを通じた政策の質の向上を進めていく上で有用な知識が習得できるよう、集合研修「政策立案と統計」、「政策評価と統計」及び「ビッグデータ利活用」についても、オンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和4年度（2022年度）から開講する予定である。  また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集合研修への参加が困難な状況を解決するため、一部の主要な集合研修において、リモートで受講できるライブ配信研修を実施し、幅広く受講機会を確保できるよう努めた。</p>
法務省	<p><b>【2（1）能力開発】</b>  令和3年度から7年度までの統計データアナリスト等の確保・育成計画を作成しており、今後、統計業務に携わる職員を対象に、総務省統計研究研修所が実施する初級又は中級研修の受講を働きかけていきたい。</p>
外務省	<p><b>【2（1）能力開発】</b>  省内で実施している「第2部・第3部後期研修」（入省2～3年目で在外赴任前の総合職及び専門職職員が全員受講する研修）において、統計に関する講義を行っている。また、「第4部初任研修」（新規採用一般職職員が全員受講する研修）においても、令和3年度は、統計に関する講義を新たに追加した。</p>
財務省	<p><b>【2（1）能力開発】</b>  所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し策定した「統計データアナリスト等を確保・育成計画」に基づき、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の確保・育成を行った。</p>
文部科学省	<p><b>【2（1）能力開発】</b>  総務省統計研究研修所実施、統計研修の受講履歴等能力開発に係る情報及び統計に関する資格取得に係る情報について、蓄積・管理し、統計人材の配置に活用した。</p>

府省名	取組事項
厚生労働省	<p>【2（1）能力開発】  統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の育成など、政府全体の新たな取組等を反映するため、新たに「厚生労働省における統計の人材育成基本方針」（令和3年6月7日）を策定し、本基本方針を踏まえて、職員の業務経験等に応じたレベル別研修及び全職員・幹部職員を対象とした必須研修を実施した。また、職員の受講機会の拡大や効果的な研修実施を目的として、eラーニング教材の拡充・見直しを行った。</p>
農林水産省	<p>【2（1）能力開発】  活躍できる統計職員を育成できるよう、統計部門の若手職員の統計スキル、データ分析スキル等の資質向上を目的に「新たな人材育成プラン」を策定した。令和4年度からの実施に向けて準備しているところ。</p>
経済産業省	<p>【2（1）能力開発】  総務省統計研究研修所が実施する各種研修について広く周知を行うとともに、本省独自に研修カリキュラムを策定の上で統計担当職員だけでなく全職員を対象にリモート形式による各種研修を実施し、EBPM推進のための人材育成に取り組んだ。</p>
国土交通省	<p>【2（1）能力開発】  「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年2月12日統計行政推進会議申合せ）」において、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補（以下、統計データアナリスト等）の確保・育成を実効あるものとするため、本省における統計データアナリスト等の確保・育成に係る計画（令和3年度から7年度まで）を踏まえ、統計データアナリスト等の配置を推進し、総務省統計研究研修所が実施する統計データアナリスト等の認定要件となる研修等へ参加するよう統計職員に対し奨励し、統計人材の技能向上に努めた。</p>
環境省	<p>【2（1）能力開発】  高い専門性を有する職員を計画的に育成・確保するため策定した統計データアナリスト、統計データアナリスト補の確保・育成及び研修等受講計画に基づき、総務省統計局主催の各種研修への参加を促し、職員の研修機会の確保に努めた。</p>
原子力規制委員会	<p>【2（1）能力開発】  「統計データアナリスト等の確保・育成計画」を作成し、統計データのユーザーとして、研修の受講等を通じて業務上必要となる職員の能力向上を図っていくこととした。</p>
防衛省	<p>【2（1）能力開発】  ・防衛省・自衛隊の全機関等に統計研修の受講案内を周知・照会することにより、統計業務の人材の育成に取り組んだ。  ※ 令和3年度の統計研修受講者：34名</p>

## II 人事交流や外部人材の採用等に関する令和3年度の実績

### ①統計研修の修了者数

（「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第II部2（1）②イ・5①関連）

○総務省統計研究研修所が実施している統計研修の修了者数

	初級		中級			上級		統計幹部コース	分野別研修	
	初めて学ぶ統計	統計担当者向け入門	調査設計の基本	統計分析の基本	統計利用の基本	本科	統計データアナリスト研修	統計幹部講座（※1）	（※1）	（※2）
内閣官房	4	2	2	2	3	令和3年度は中止	1	0		12
人事院	37	6	2	2	3		0	1		73
内閣府	66	35	17	15	16		9	6		135
公正取引委員会	0	0	0	0	0		0	2		3
警察庁	0	0	1	0	0		0	0		1
個人情報保護委員会	12	10	0	0	0		0	0		25
消費者庁	0	1	0	0	0		1	1		1
復興庁	0	0	0	0	0		0	0		0
総務省	44	37	37	27	38		13	12		118
法務省	37	21	8	8	11		0	1		103
外務省	9	2	0	0	0		0	0		7
財務省	884	429	28	61	42		8	2		2,451
文部科学省	82	16	6	8	6		3	7		74
厚生労働省	147	82	19	20	22		4	5		265
農林水産省	65	59	30	21	24		4	3		164
経済産業省	19	13	1	2	2		4	9		49
国土交通省	131	83	11	9	8		10	4		358
環境省	1	1	3	2	2	0	2		8	
防衛省	28	10	6	6	7	5	0		77	

（※1） 修了証が発行されない研修の受講者数を含む。

（※2） 当該項目の修了者数は延べ人数。

○統計データアナリスト・統計データアナリスト補の認定者数

	統計データアナリスト	統計データアナリスト補
令和3年度	17名	48名



○各府省が独自に実施している統計研修及びその修了者数

	研修名	修了者数
人事院	・人事院統計研修－統計知識－	・13名
内閣府	①EBPM入門 ②EBPM実践セミナー ③計量経済分析入門（前期） ④計量経済分析入門（後期） ⑤時系列分析実習 ⑥パネル分析実習 ⑦季節調整法研修 ⑧GDPを学ぶ ⑨国民経済計算(SNA)ステップアップ ⑩アンケート調査入門 ⑪標本調査入門	①68名 ②29名 ③40名 ④14名 ⑤31名 ⑥19名 ⑦23名 ⑧53名 ⑨37名 ⑩157名 ⑪41名
外務省	①第2部・第3部後期研修 ②第4部初任研修 ※①、②ともに、研修の一部に統計に関する講義が含まれるもの。	①76名 ②65名
厚生労働省	①統計基礎コース ②統計実務コース ③統計の見方・使い方入門 ④統計活用コース ⑤統計理論コース ⑥計量分析基礎コース ⑦実践的統計解析コース ⑧EBPM基礎研修 ⑨EBPM応用研修 (①～⑧については、eラーニング受講分を含む。)	①314名 ②208名 ③436名 ④264名 ⑤284名 ⑥26名 ⑦19名 ⑧35名 ⑨13名
農林水産省	①農林水産統計能力養成研修（EBPM研修） ②農林水産統計能力養成研修（データサイエンティスト育成研修）	①79名 ②25名
経済産業省	①<統計入門コース>統計利用基礎研修 ②<統計実務コース>統計実務基礎研修 ③<データサイエンスコース基礎編>初級研修 ④<データサイエンスコース基礎編>中級研修 ⑤<データサイエンスコース応用編>アンケート調査の企画・分析研修 ⑥<データサイエンスコース応用編>産業連関分析研修	①23名 ②31名 ③44名 ④12名 ⑤8名 ⑥8名

②統計職員が取得している資格や学位  
（「方針」第Ⅱ部2（1）②ウ関連）

	統計検定の合格者数	修士・博士号を有する者	その他
内閣府	8	25	1
総務省	27	64	2
財務省	2	1	0
文部科学省	2	3	0
厚生労働省	3	21	0
農林水産省	4	19	0
経済産業省	27	7	0

※令和4年（2022年）3月末時点。

※いずれも、基幹統計所管府省のみ。

※「統計検定」には、統計調査士・専門統計調査士を含む。

※「その他」は、データベーススペシャリスト及び専門社会調査士。

<b>③統計部門における府省間の人事交流</b> (「方針」第Ⅱ部2(2)①・5 ①関連)	自府省統計部門への受入		他府省統計部門への派遣	
	内閣府	13名 (厚生労働省より1名、総務省より8名、農林水産省より1名、財務省より2名、文部科学省より1名)	2名 (総務省へ1名、国土交通省へ1名)	
	総務省	14名 (内閣府より1名、財務省より2名、厚生労働省より5名、農林水産省より4名、文部科学省より1名、国土交通省より1名)	14名 (内閣府へ8名、財務省へ1名、厚生労働省へ1名、農林水産省へ3名、文部科学省へ1名)	
	財務省	1名 (総務省より1名)	4名 (総務省へ2名、内閣府へ2名)	
	文部科学省	1名 (総務省より1名)	2名 (総務省へ1名、内閣府へ1名)	
	厚生労働省	1名 (総務省より1名)	6名 (内閣府へ1名、総務省へ5名)	
	農林水産省	3名 (総務省より3名)	6名 (総務省へ4名、内閣府へ1名、国土交通省へ1名)	
	国土交通省	2名 (内閣府より1名、農林水産省より1名)	1名 (総務省へ1名)	
<b>④人材の派遣・受入や共同研究等を通じた学界との交流</b> (「方針」第Ⅱ部2(2)②関連)		大学等の研究機関への人材派遣	大学等の研究機関から 自府省統計部門への人材受入	大学等の研究機関 との共同研究等
	内閣府	-	-	3件
	総務省	2名(大学等の高等教育機関へ2名)	-	13件
	農林水産省	1名(大学等の高等教育機関へ1名)	-	-
※各府省の統計業務に資することを目的として行われているもの。 ※「共同研究」とは、共著論文の執筆や学界での共同発表等。				
<b>⑤国際機関や海外の統計機関への人材の派遣・交流</b> (「方針」第Ⅱ部2(2)②関連)	○国際機関や海外の統計機関への人材派遣 延べ4名(国際機関へ4名、その他の海外の統計機関へ0名)			
	○国際機関や海外の統計機関との交流 統計に関する国際会議の主催：0件、統計に関する国際会議への参加会議数：42件、参加延べ90名			

⑥政府統計部門における外部  
人材の受入実績  
(「方針」第Ⅱ部1(1)④・3  
①・②関連)

		内閣府	総務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省
常勤	任期付職員法に基づく任期付職員	4	10	1	1	-
	任期付研究員法に基づく任期付研究員	4	-	-	-	-
	官民交流法に基づく採用職員(任期付)	-	-	-	-	1
	臨時的任用職員など(任期付)	-	-	-	-	-
	行政実務研修員	-	-	-	-	-
非常勤	専門職非常勤職員	2	3	-	-	-
	客員研究員等(非常勤)	7	-	-	-	-
	客員教授	7	29	-	-	-
	その他の非常勤職員	-	1	1	-	1
合計		24	43	2	1	2

※令和4年(2022年)3月末時点。

⑦国・地方間の人事交流  
(「方針」第Ⅱ部4①関連)

	自府省統計部門への受入	地方公共団体統計部門への派遣
内閣府	1名 (北海道より1名)	-
総務省	2名 (千葉県・長崎県より各1名)	2名 (千葉県・長崎県へ各1名)